



2015年4月発行 第53号  
**つちや通信**

土屋税理士事務所  
アイフィールド有限会社  
福山市西深津町5-6-2  
TEL : 084 - 923 - 6948  
http://ai-field.co.jp



寒かった今年の冬も終わり、すっかり春らしい温かい季節となりました。  
新しい年度も始まり、新入生や新入社員の初々しい姿をよくみかけますが、その度に  
初心に帰った気持ちになります。  
何事にも常に初心を忘れず取り組みたいものです。

# 平成27年度税制改正!

平成27年度税制改正では経済再生、財政健全化を両立するため**平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げを、平成29年4月に1年半先送りすることが決定**しました。  
また法人税改革や、高齢者層から若年層へ資産の早期移転を行い、住宅や、株式市場の活性化など  
経済好循環のための措置が盛り込まれています。

## 法人税関係

### ○法人税率の引き下げ

平成27年4月1日以後に開始する事業年度において法人税率を25.5%から**23.9%**に引き下げます。  
国・地方を通じた法人実効税率は次のようになります。

	改正前	27年度	28年度
法人税率	25.5%	<b>23.9%</b>	<b>23.9%</b>
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	<b>6.0%</b>	<b>4.8%</b>
国・地方の法人実効税率	34.62%	<b>32.11%</b> (▲ 2.51%)	<b>31.33%</b> (▲ 3.29%)

※所得割の税率には、地方法人特別税を含みます。

(注)中小企業の軽減税率の特例(所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率:19%→15%)  
の適用期限は、2年延長されます。

### ○欠損金繰越控除の見直し

平成29年4月1日以後に開始する事業年度について、欠損金の繰越控除期間が1年延長され**10年**になりました。  
これに伴い帳簿保存期間、更正の請求期間も10年に延長されます。

	改正前	改正後
繰越期間	<b>9年</b> ※20年4月1日以後に終了する事業年度に 生じた欠損金	<b>10年に延長</b> ※29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた 欠損金について適用。 ※帳簿書類の保存期間等も10年に延長。

### ○受取配当等益金不算入制度の見直し

益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合が次のとおり見直されます。

	改正前		改正後	
	持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
益金不算入割合	25%未満	→ 50%	<b>5%以下</b>	→ <b>20%</b>
	25%以上	→ 100%	<b>5%超 1/3以下</b>	→ <b>50%</b>
			<b>1/3超</b>	→ <b>100%</b>
株式投資信託の 分配金	分配金の額の1/2又は1/4の 額について、50%益金不算入		<b>0%益金不算入(全額益金算入)</b> ※特定株式投資信託の分配金は、20%益金不算入。	

(\*)27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

## 個人所得課税関係

### ○NISA(少額投資非課税制度)の拡充

現在のNISAについて、年間の投資上限額(現行:100万円)を、平成28年から**120万円(累計600万円)**に引き上げます。

#### ジュニアNISAの概要

非課税対象：20歳未満の人が開設するジュニアNISA 口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益  
年間投資上限：**80万円**  
非課税投資額：最大**400万円(80万円×5年間)**  
口座開設期間：平成28年から平成35年までの8年間  
非課税期間：最長5年間  
運用管理：親権者等の代理又は同意の下で投資、18歳になるまで原則として払出し不可

※NISA、ジュニアNISAを通じた実質的な投資枠が大きく拡大します。

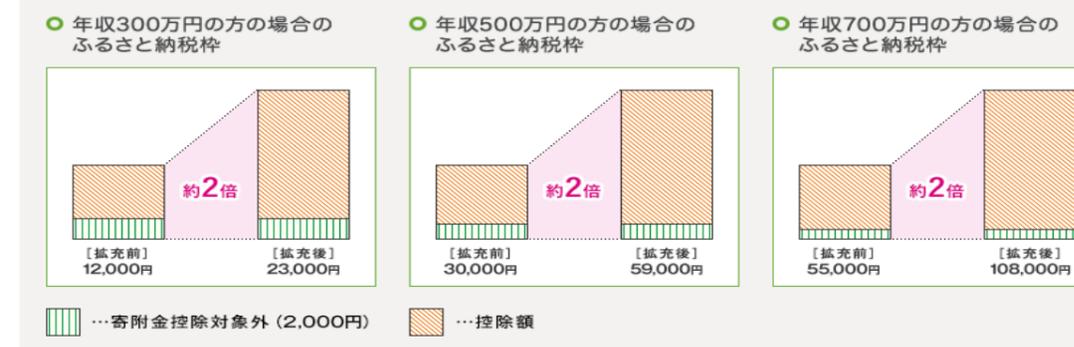
### ○住宅ローン控除等の延長

平成29年末までの適用期限とされている住宅ローン控除等の措置について、消費税率10%への引き上げ  
時期の変更に伴い、適用期限を1年半延長し、平成31年6月末まで適用します。

### ○ふるさと納税の拡充

・ふるさと納税を行う際、住民税のおよそ1割程度だった控除枠が2割の2倍に拡大されました。

#### ■ケース別の具体事例(イメージ) ※扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者の方の場合



※実際のふるさと納税枠は収入や控除のあり方により、個人毎に異なります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

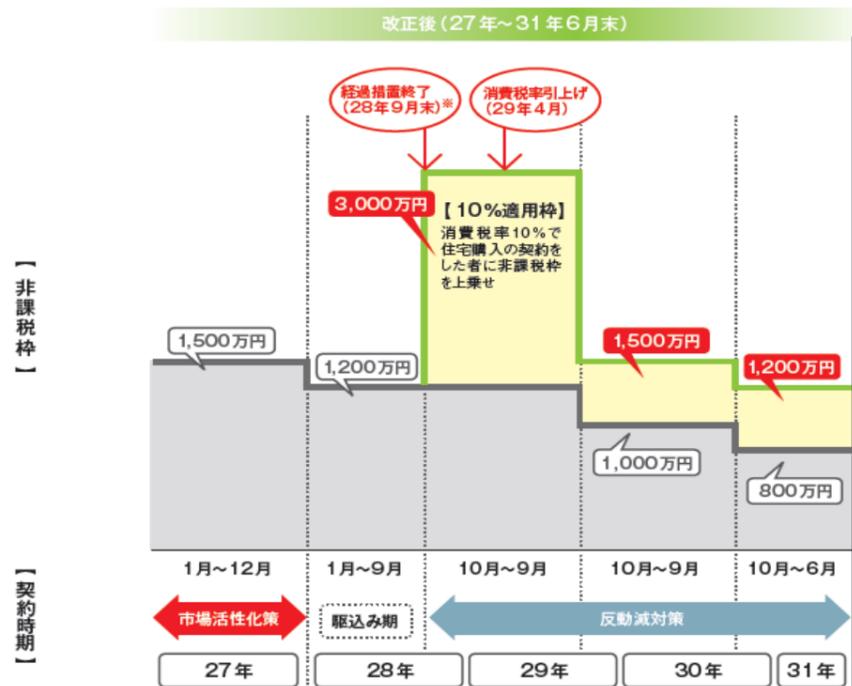
・確定申告をする必要のない給与所得者等は、ふるさと納税先団体が**5団体以内**の場合であって、  
各ふるさと納税先団体に申請書を提出することで確定申告を行わなくても控除が受けられる仕組み  
(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。

# 資産課税関係

## ○住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡大

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、適用期限を平成31年6月30日まで延長し、非課税枠を最大**3,000万円**まで拡充します。

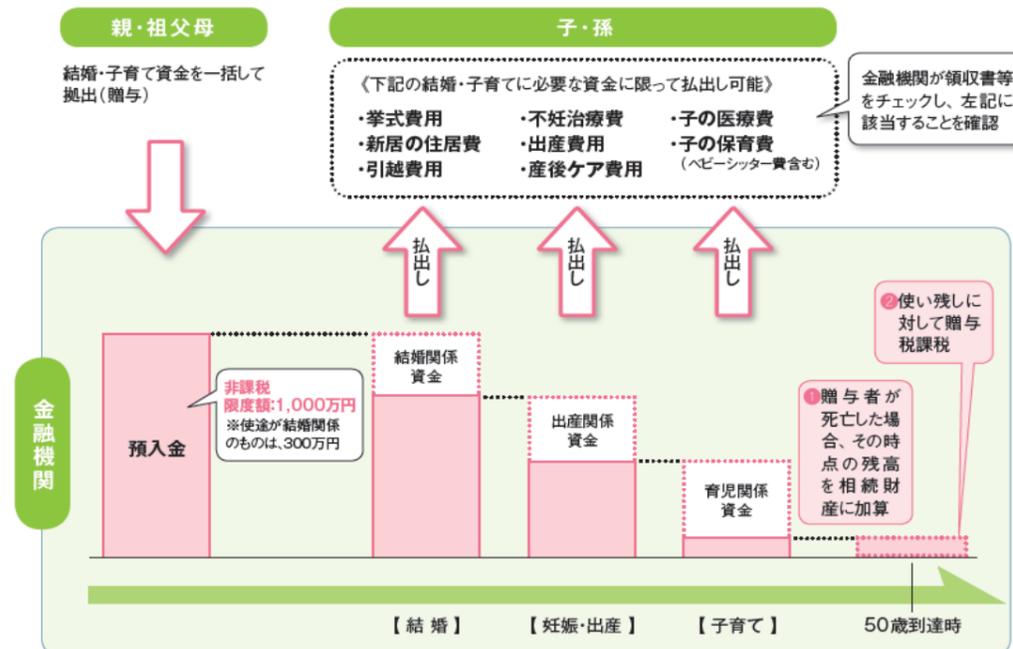
これにより若年層へ資産の早期移転や、消費税率10%へ引上げ時の駆け込み需要や引上げ後の需要の落込みに対応します。



※消費税率引上げに伴う経過措置により、28年9月末までに請負契約を締結すれば、引渡し後29年4月を過ぎても、旧税率(8%)を適用。  
(注)上記は優良住宅(耐震、エコ住宅)に係る非課税枠です。一般の住宅に係る非課税枠は500万円減となります。

## ○結婚・子育て資金の一括贈与に関する非課税措置の創設

子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資産の一括贈与に係る非課税措置を創設します。



# 税金一口メモ



## マイナンバー制度が導入されます！

マイナンバーって何？

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を交付し、社会保障(年金や福祉、医療)、税、災害対策の分野で複数の機関に存在する個人の情報を統一の番号により管理するためのものになります。

マイナンバーはいつわかるの？

平成27年10月から住民票を有する国民に12桁の個人番号が通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。□

事業者のマイナンバーの取り扱いとは？

従業員の給料(年末調整)、健康保険や厚生年金の加入手続また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。平成28年1月以降は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。



マイナンバー制度の導入により行政機関、地方自治体の管理が簡素化され手続きがスムーズに行えるようになりますが、私たち一人ひとりが番号で管理され、事業者の皆様はその番号を取り扱う上で厳重な管理が必要となります。

また今後は社会保障、税、災害対策のほかに預貯金情報も管理される予定です。

マイナンバー制度の開始にはまだ時間がありますので、今から制度開始にそなえておいてはいかがでしょうか？

## 次のような方を ご紹介下さい！



### このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

